

2006年度
民事執行・保全法講義
第5回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目 次

1. 責任財産と第三者異議の訴え（民執38条）
2. 強制執行の停止・取消し（民執39条－40条）
3. 執行手続中の当事者の承継（民執41条）
4. 執行費用の負担（民執42条・14条・63条）

T. Kurita

2

責任財産（1）

特定の請求権の実現の引き当てとなっている財産。

- 金銭債権 執行開始当時における債務者の一般財産（債務者に帰属し、換価可能で、かつ差押え禁止になっていない全ての財産）

T. Kurita

3

責任財産（2）

- 特定物の引渡・明渡請求権 債務者が占有し、占有移転の権限を有する物
- 作為・不作為請求権 債務者が任意に履行しない場合には、代替執行あるいは間接強制が行われ、債務者の一般財産から費用あるいは間接強制金の取立てがなされるので、一般財産が責任財産となる。

T. Kurita

4

有限責任（物的有限責任）

- 特定の債権につき、債務者の財産中の特定の物又は財産のみが引当て（責任財産）になっている状態。
- もっとも、よく生ずるのは相続人が限定承認をした場合である。その他、商法812条など。

有限責任と差押禁止の違い

- 有限責任 特定の債権について認められる実体的属性。
- 差押え禁止 金銭執行において、債務者の生活保障等各種の政策的考慮により認められる。執行債権の種類にかかわらずに認められるという意味で、執行法上の制限。

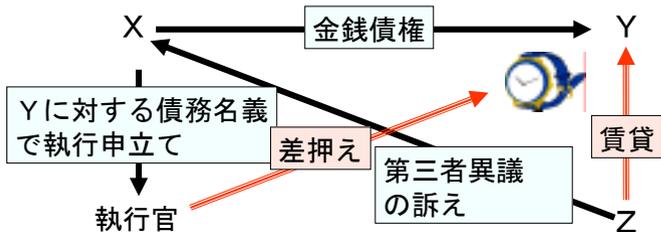
債務名義における責任財産の表示

- 執行債権について責任限定があるか否かは、執行機関が判断するのは適当でなく、債務名義に明示されていなければならない。
- 債務名義に有限責任債権であることが明示されていなければ、無限責任債権として扱われる。

責任財産を超える執行に対する救済

- 債務名義において有限責任であることが明示されている債権につき、執行機関は責任財産以外の財産に執行した場合には、債務者は、執行異議あるいは第三者異議の訴えにより執行を排除することができる。
- 執行債権が有限責任債権であるにもかかわらず、そのことが債務名義に表示されていない場合には、請求異議の訴えにより是正を求める

第三者異議の訴え 金銭執行の場合



ZはXに対して第三者異議の訴えを提起することができる。しかし、差押え自体は適法であるので、執行異議は認められない。

第三者異議の訴え 建物明渡執行の場合



ZはXに対して**第三者異議の訴え**を提起することができる。また、自己に対する債務名義なしに執行することは手続違反であることを理由に、**執行異議**を申立てることもできる。

補足

第三者（Z）が独立の占有を有していると執行官に認定されれば執行は行われないので、第三者が第三者異議の訴えを提起する必要があるのは、独立の占有者であると執行官に認定してもらえないおそれのある場合である（執行着手前でもこの訴えの提起はできる）。

第三者異議の訴え

- 意義 特定の債務名義に基づく特定の財産に対する執行の不許の裁判を求める訴え。
- 制度的使命 「強制執行の対象面での正当化——終局的意味における合法性——を保障するため、執行の第三者関係における実体的適否を判決手続で確定し、その結果を執行手続に反映させること」。（竹下守夫「第三者異議訴訟の構造」法曹時報29巻5号5頁以下）。

訴えの法的性質

- 形成訴訟説
- 確認訴訟説
- 給付訴訟説
- 命令訴訟説

命令訴訟説

執行関係の具体的あり方を定める前提要件たる事項を審判の対象＝訴訟物とし、その審判の結果から見てあるべき執行関係を、執行担当機関に向けて判決主文で指示・宣言する訴訟。

新形成訴訟説

- 第三者異議の訴えは、特定の債務名義につき特定の財産に対する執行不許を宣言する判決を求める形成の訴えである。
- 請求認容判決の確定により、債務名義の執行力は執行対象とされた特定の財産に対する限りで排除されるが（形成力）、このような特定の財産につき債務名義の執行力の对象的排除を求め得る地位にあるとの第三者の法的主張が訴訟物であり、その当否の判断につき既判力が生ずる。

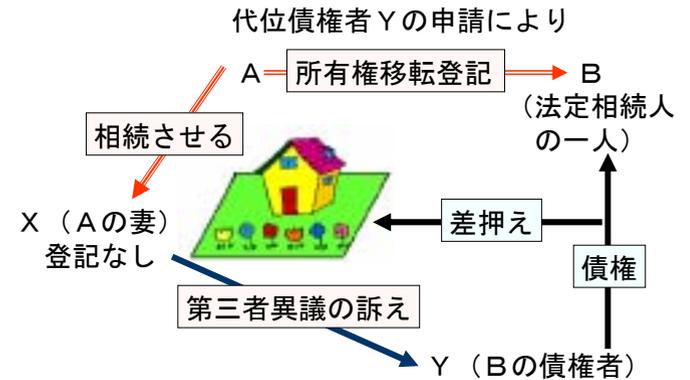
新確認訴訟説

- 第三者異議の訴えは、債権者による特定財産に対する執行との関係において、その執行により侵害されるべき第三者の実体的権利の確認とそれに付随する執行不許の宣言を求める訴えであり、その請求認容判決は第三者の実体権の存在について既判力を生ずる。

異議原因

- 異議原因となりうることにつき問題のないもの
 1. 所有権
 2. 地上権・永小作権
- 異議原因となることにつき問題の多いもの
 1. 所有権留保
 2. 譲渡担保
 3. 仮登記担保（競売優先原則）
 4. 占有権

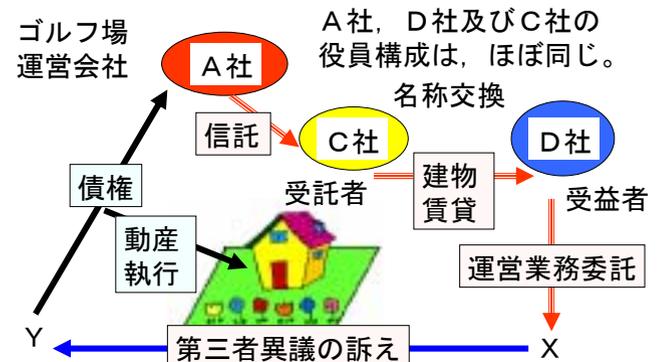
最高裁判所 平成14年6月10日 判決



続

- 「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない。
- そして、法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗することができる。
- したがって、本件において、被上告人は、本件遺言によって取得した不動産又は共有持分権を、登記なくして上告人らに対抗することができる。

最高裁判所 平成17年7月15日 判決



続

第三者異議の訴えは、執行債務者に対して適法に開始された強制執行の目的物について原告が所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するなど強制執行による侵害を受忍すべき地位にないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものであるから、第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されない。

強制執行の停止の意義

- **一つの債務名義に基づく全体としての強制執行の停止** 債務名義の取消し、債務名義の執行力の取消の場合など
- **一つの債務名義に基づく各個の執行の停止** 第三者異議の訴えによる執行不許、執行費用の不予納、無剰余取消の場合など
- **各個の執行手続における一部分の執行の停止** 超過差押えの禁止による取消、差押え禁止財産の場合など

(広義の) 執行停止文書

- 執行取消文書 (39条1-6号) 執行を停止してから取り消すので、これも広義の執行停止文書に含まれる
- (狭義の) 停止文書 (取消しを伴わないもの) (39条1項7-8号)

停止期間の制限

- 弁済受領書の提出 執行申立ての取り下げがなされる時間と、債務者が請求異議の訴えを提起して執行の一時停止の裁判を得るまでの時間を考慮して、停止期間が4週間に限定された。39条2項
- 弁済猶予承諾書 ルーズな猶予の反復による手続遷延を防ぐために、停止は2回に限り、合計で6月を超えることができないとされた。(39条3項)

執行処分取消に対する不服申立て

- **執行停止文書に基づく場合** 執行抗告はできない（40条2項）。執行手続が取り消されて手続が確定的に終了すれば、取消処分に対し執行異議を申し立てる余地もない（反対説は、執行手続の終了を時間的に際限なしに不安定なものにする）。
- **その他の事由に基づく場合** 執行抗告可能（12条）。例：費用の不予納（14条2項）、不動産の滅失（53条）、無剰余取消（63条）。

執行手続中の当事者の承継（1）

債務名義成立

（承継）承継執行文の付与

執行申立・執行開始

一般承継

- 権利者について：規則22条により承継執行文付き債務名義の提出。
- 債務者について：法41条。新たな執行文は不要。

執行手続中の当事者の承継（2）

債務名義成立

（承継）承継執行文の付与

執行申立・執行開始

特定承継

- 権利者について：規則22条
- 債務者について：対外的に執行開始の効力が生じた時（ex. 差押えの効力が生じた時など）の債務者に固定される。当事者恒定。

執行費用の負担（民執42条・14条・63条）

- 債権者が予納する（14条）
- 債務者が負担する（42条1項）
- 金銭執行における同時取立て（42条2項）
- 同時取立てされなかった分については、裁判所書記官が定める（42条4項以下。22条4号の2により、債務名義になる）